

平成 23 年度事業再評価に係る有識者会議における意見について

平成 23 年 12 月

大阪市では、平成 23 年 9 月 7 日に「平成 23 年度大阪市事業再評価の実施に関する方針」を定め、これに基づき再評価の対象となる事業を継続することの妥当性について、10 月 6 日、11 月 2 日及び 11 月 24 日の 3 回にわたり大阪市建設事業評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部の有識者から意見聴取を行いました。

このたび、3 回にわたる有識者会議における意見を以下のとおりとりまとめたので公表します。

今後、大阪市においては、この意見を十分に踏まえ、なお一層効果的・効率的な事業の実施又は見直しを図ってまいります。

記

第 1 事業再評価対象事業の選定条件

事業再評価の対象事業は、大阪市行政評価実施要綱第 12 条に基づき、以下の条件に該当するものとする。

- (1) 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
 - (2) 事業開始年度から起算して 5 年目の年度において未着工のもの
 - (3) 事業開始年度から起算して 5 年目の年度において継続中のもの(平成 19 年度以前に事業開始分)(*)
 - (4) 事業再評価した年度から 5 年間が経過後の年度で継続中のもの(平成 18 年度事業再評価実施分)(*)
 - (5) 市長が特に必要と認めるもの
- (*) 平成 23 年度に事業完了予定のものを除く。

第 2 意見聴取の方法

有識者からの意見聴取にあたっては、まず対象事業の所管局において第 3 に記載の方法により自己評価を行い、有識者会議においてこの評価結果や結果に至る過程の妥当性について意見を聴取した。

第 3 所管局による自己評価の方法

所管局による自己評価にあたっては、これまでの有識者等の意見を参考に、次のとおり「評価の視点」として 3 つの視点を、「評価の分類」として 5 つの段階をそれぞれ設定し、各対象事業について 3 つの視点ごとに評価を行い、その結果を総合的に検討し、当該事業についての 5 段階評価を行った。

1 評価の視点

次の視点から対象事業を定量的又は定性的に分析し、評価した。

(1) 事業の必要性

- ①社会経済情勢等の変化…事業開始時や前回再評価時と現在の情勢等の変化に対して適合できているかを確認する。
- ②事業の投資効果…費用便益分析により、現在の費用対効果が基準値以上 ($B/C \geq 1.0$) であることを確認する。

(2) 事業の実現見通し

- ①事業の進捗状況…進捗率から事業の進捗がどのような状況にあるかを確認する。また、事業が長期化している理由の妥当性を確認する。
- ②事業の進捗の見込み…事業の完了までのスケジュールの実現可能性を確認する。
- ③事業費の見込み…事業費の確保が見込めることを確認する。
- ④コスト縮減や代替案立案等の可能性…現状では事業進捗が困難と判断される場合に、進捗阻害要因を排除するためのコスト縮減や代替案立案等の可能性を確認する。

(3) 事業の優先度

- ①重点化の考え方…優先度等を考慮するため、一定の位置付けや考え方に基づいた事業であるかを確認する。
- ②事業が遅れることによる影響…事業の遅延により発生する課題、影響の大きさを確認する。

2 評価の分類

対象事業について、視点ごとの評価を基に次の5段階で評価した。

- ・事業継続 (A) …完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
事業遅延による影響が極めて大きいため優先度・緊急度が極めて高く、また事業完了までのスケジュールの実現可能性が高い事業など。
- ・事業継続 (B) … (Aより優先度は劣るものの) 予算の範囲内で着実に継続実施するもの
事業遅延の影響が大きく、完成に向けて着実に事業を実施する必要性があり、完了に至るまで概ね見通しがついている事業など。
- ・事業継続 (C) … (A、Bより優先度が劣り) 限定的な実施にとどまるもの
事業効果が既にある程度現れているなど、事業遅延による影響が小さく早期の事業完了の必要性が乏しいものの、当面、権利者調整の進展等に応じて一定の進捗が見込まれる事業など。
- ・事業休止 (D) …複数年にわたって予算の執行を行わないもの
投資効果はあるが事業を巡る社会経済情勢等との変化に対して適合していない事業や、当面の進捗が見込めずコスト縮減・代替案等により進捗阻害要因を排除するため、事業中止ではないが、事業を一時休止する事業など。
- ・事業中止 (E) …事業を中止するもの
投資効果がない事業や、進捗阻害要因を排除できる可能性がなく、事業手法や事業規模等を見直しても事業継続の妥当性がない事業など。

第4 事業再評価対象事業についての有識者の意見

1 意見の概要

平成23年度において、第1に記載の選定条件に該当する事業ならびに所管局の自己評価の結果、およびこれに対する有識者会議での意見の概要は、下表のとおりである。

番号	事業種別	対象事業	選定条件	自己評価結果	自己評価結果に対する有識者会議での意見の概要
1	街路	豊里矢田線(北田辺)	(4)	事業継続(A)	妥当である
2		河堀口舍利寺線	(4)	事業継続(B)	妥当である
3		鞍作線	(4)	事業継続(C)	妥当である
4		尼崎堺線(西成南)	(4)	事業継続(C)	妥当である
5		十三吹田線	(3)	事業継続(C)	妥当である(用地の買取要望があった場合などに円滑に対応するため、権利者調整など条件整備に努められたい)
6		天王寺大和川線	(3)	事業継続(A)	妥当である
7		正蓮寺川歩行者専用道	(3)	事業継続(B)	妥当である
8	道路	市道西成区第369号線道路改良事業	(3)	事業継続(B)	妥当である(公共用地取得に向けた関係機関との調整等に一層の努力をされたい)
9		主要地方道住吉八尾線道路改良事業	(4)	事業継続(B)	妥当である
10	橋梁	主要地方道大阪狭山線(下高野橋)橋梁架替事業	(3)	事業継続(A)	妥当である
11	公園	正蓮寺川公園	(3)	事業継続(B)	妥当である
12		津守中央公園	(4)	事業継続(B)	妥当である
13	住宅地区改良	長橋住宅地区改良事業	(4)	事業継続(B)	妥当である
14	港湾公害防止対策	大阪港内公害防止対策事業	(1)	事業継続(C)	妥当である
15	港湾緑地整備	此花西部臨港緑地整備事業	(4)	事業休止(D)	妥当である(事業休止中も災害発生時に防災緑地機能が十分に果たせるよう対策をされたい。また再開時には事業再評価を実施されたい)
16		中央突堤臨港緑地整備事業(物揚場整備事業を含む)	(4)	事業継続(C)	妥当である(新規埋立部の着手時期は周辺地域整備の進捗を見ながら慎重に判断するとともに、コスト縮減策を十分に検討し効率的に事業を実施されたい。)
17	港湾土地造成	新人工島土地造成事業	(4)	事業休止(D)	妥当である(再開時には事業再評価を実施されたい)
18	浄水施設整備	泉尾配水場建設工事	(3)	事業継続(A)	妥当である

2 対象事業ごとの意見

事業再評価の対象となった事業ごとの事業実施状況、所管局の自己評価の結果ならびにこれに対する有識者会議での意見については、以下のとおりである。

■街路事業

事業番号 1 「豊里矢田線（北田辺）」

(1) 事業実施状況

事業概要	生野区林寺1丁目～東住吉区北田辺4丁目		
	道路整備（拡幅） 延長 L=1,500m 幅員 W= 25m（両側2車線 歩道有）（現道幅員 W=6m）		
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益		
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=2.71（総便益B：360.0億円、総費用C：132.6億円）		
進捗状況	事業開始時点 (平成10年2月)	再評価時点 (平成18年3月)	再評価時点 (平成23年3月)
経過及び完了予定	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成15年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費：123億円	総事業費：124億円 既投資額：92億円	総事業費：139億円 既投資額：115億円
事業規模	用地取得：17,800m ² 道路整備：37,500m ²	用地取得：17,800m ² 道路整備：37,500m ²	用地取得：17,800m ² 道路整備：37,500m ²
うち完了分	—	用地取得：14,935m ² 道路整備：0m ²	用地取得：16,304m ² 道路整備：1,840m ²
進捗率	—	用地取得率 84% 工事進捗率 0% (先行取得を含む面積ベース)	用地取得率 92% 工事進捗率 5% (先行取得を含む面積ベース)

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続（A）：重点的に実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、本地域の機能的な道路ネットワークを構築し、周辺道路の渋滞緩和を図るため重要であり、また、大阪市防災まちづくり計画において周辺地区が防災性向上重点地区に位置付けられており、防災上重要な路線であるとしており、依然として事業実施の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は

高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 建設局で「完了期間宣言防災路線」として重点的に予算を配分することとしており、平成 27 年度の整備完了をめざすとしている。また、用地取得の難航により事業が長期化しているが、現在では用地取得率が 92%となっており、今後重点的に事業を実施することから、事業完了の実現可能性は高いと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 本路線は、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するための防災環境軸の核となる「完了期間宣言防災路線」として位置付けており、事業遅延により、周辺道路の渋滞緩和や防災機能の発揮が遅れること、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続することとしており、事業遅延による影響が大きいと認められる。
- ・ 重点密集市街地では地震時に大きな被害が予想され、緊急度は高く、事業遅延による影響は極めて大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当である。

事業番号 2 「河堀口舍利寺線」

(1) 事業実施状況

事業概要	生野区生野東1丁目～舍利寺3丁目		
	道路整備(拡幅) 延長 L=880m 幅員 W= 15m(両側2車線 歩道有) (現道幅員 W=6.5m)		
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益		
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=3.28 (総便益B: 169.1億円、総費用C: 51.5億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成10年3月)	再評価時点 (平成18年3月)	再評価時点 (平成23年3月)
	経過及び完了予定	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成15年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費: 40億円	総事業費: 55億円 既投資額: 32億円	総事業費: 55億円 既投資額: 41億円
事業規模	用地取得: 6,700m ² 道路整備: 13,200m ²	用地取得: 6,700m ² 道路整備: 13,200m ²	用地取得: 6,700m ² 道路整備: 13,200m ²
うち完了分	—	用地取得: 4,782m ² 道路整備: 2,100m ²	用地取得: 4,952m ² 道路整備: 2,100m ²
進捗率	—	用地取得率 71% 工事進捗率 16% (先行取得会計を含む面積ベース)	用地取得率 74% 工事進捗率 16% (先行取得会計を含む面積ベース)

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (B) : 着実に継続実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

≪ 事業の必要性 ≫

- ・ 本路線を含む生野区南部地区一帯は、老朽化した住宅が密集し、狭い道路が多く、また、公園などのオープンスペースが不足しており、災害時に大きな影響を受ける恐れがあることから面的整備が進められている。その中で地区中央部を東西に貫通する道路として、早期整備を求める嘆願書が住民から提出されており、また、防災性向上重点地区に位置付けられ、防災上も重要であるとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

≪ 事業の実現見通し ≫

- ・ 用地取得において、事業採択時点以降、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しており、事業が長期化しているが、市民の要望の高まりを背景に、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、面的整備としての生野区南部地区整備事業の完了年度

である平成 31 年度の事業完了をめざすこととしており、完了時期の見通しがあると認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 本事業の遅延により、地元住民からの早期整備要望に応えることができず、防災機能の発揮、歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の発揮が遅れること、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続するとしており、事業遅延による影響が大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当である。

事業番号 3 「鞍作線」

(1) 事業実施状況

事業概要	平野区加美東3丁目～加美東6丁目		
	道路整備(拡幅) 延長 L=840m 幅員 W=16m(両側2車線 歩道有) (現道幅員 W=7.5m)		
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益		
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=2.00 (総便益B:49.3億円、総費用C:24.6億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成9年11月)	再評価時点 (平成18年3月)	再評価時点 (平成23年3月)
	経過及び完了予定	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成14年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費:25億円	総事業費:25億円 既投資額:13億円	総事業費:25億円 既投資額:22億円
事業規模	用地取得:4,954m ² 道路整備:13,440m ²	用地取得:4,954m ² 道路整備:13,440m ²	用地取得:4,954m ² 道路整備:13,440m ²
うち完了分	—	用地取得:4,268m ² 道路整備:3,440m ²	用地取得:4,377m ² 道路整備:3,440m ²
進捗率	—	用地取得率 86% 工事進捗率 26% (先行取得会計を含む面積ベース)	用地取得率 88% 工事進捗率 26% (先行取得会計を含む面積ベース)

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 事業採択時には進行中であった加美地区の住宅整備が現在では完了しており、道路利用者が増加しており、依然として本事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/Cが1を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 事業採択時点に比べ、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航するとともに、財政状況が悪化しており限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しく、事業完了には長期間を要するとしているが、地権者の買取要望への対応等一定の進捗が見込まれ、限定的な事業実施となることは認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 一部区間においては歩道整備が完了し、大部分において歩道の連続性が確保されるなど、

一定の事業効果は発現しているが、一部未整備であり、歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れ、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続する。しかしながら、まとまった用地が確保された区間においては暫定的に歩道整備を実施し、事業遅延による影響への対応に努めることとしており、事業遅延による影響は小さいと認められる。

- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当である。

事業番号 4 「尼崎堺線(西成南)」

(1) 事業実施状況

事業概要	西成区北津守4丁目～南津守2丁目		
	道路整備(拡幅) 延長 L=1680m 幅員 W= 30m(両側2車線 歩道有) (現道幅員 W=20m)		
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益		
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=2.01 (総便益B: 214.3億円、総費用C: 106.6億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成10年3月)	再評価時点 (平成18年3月)	再評価時点 (平成23年3月)
	経過及び完了予定	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成15年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費: 88億円	総事業費: 114億円 既投資額: 48億円	総事業費: 114億円 既投資額: 63億円
事業規模	用地取得: 11,500m ² 道路整備: 50,400m ²	用地取得: 11,500m ² 道路整備: 50,400m ²	用地取得: 11,500m ² 道路整備: 50,400m ²
うち完了分	—	用地取得: 8,934m ² 道路整備: 1,925m ²	用地取得: 9,438m ² 道路整備: 4,125m ²
進捗率	—	用地取得率 78% 工事進捗率 4% (先行取得会計を含む面積ベース)	用地取得率 82% 工事進捗率 8% (先行取得会計を含む面積ベース)

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (C) : 限定的な実施にとどまるもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、湾岸地域を通過しているため大型車の交通量が非常に多く、また、沿道利用は工場から大型店舗等に転換するなど、生活圏へと変化しているが、現道の歩道は幅員が狭く、歩行者、自転車利用者等にとって交通安全上問題であり、歩道拡幅整備の必要性は高いとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 事業採択時点に比べ、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しているとともに、財政状況が悪化しており限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しく、事業完了には長期間を要するとしているが、地権者の買取要望への対応等一定の進捗が見込まれ、限定的な事業実施となることは認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 一部区間においては歩道整備が完了しているが、未整備部分は狭い歩道が整備されている箇所はあるものの連続性が保たれておらず、歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受、避難路としての防災機能の発揮が遅れ、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続する。しかしながら、まとまった用地が確保された区間においては暫定的に歩道整備を実施し、事業遅延による影響への対応に努めることとしており、事業遅延による影響は小さいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当である。

事業番号 5 「十三吹田線」

(1) 事業実施状況

事業概要	東淀川区淡路2丁目～西淡路5丁目		
	道路整備（新設） 延長 L=780m 幅員 W= 25m(両側2車線 歩道有)		
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益		
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 ・費用便益比 B/C=1.51 (総便益B: 94.6億円、総費用C: 62.8億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成10年2月)	再評価時点 (平成18年3月)	再評価時点 (平成23年3月)
	経過及び完了予定	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成15年度	事業採択年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費: 72億円	総事業費: 68億円 既投資額: 12億円	総事業費: 68億円 既投資額: 12億円
事業規模	用地取得: 11,500m ² 道路整備: 19,500m ²	用地取得: 11,500m ² 道路整備: 19,500m ²	用地取得: 11,500m ² 道路整備: 19,500m ²
うち完了分	—	用地取得: 5,699m ² 道路整備: 0m ²	用地取得: 6,359m ² 道路整備: 0m ²
進捗率	—	用地取得率 50% 工事進捗率 0% (先行取得会計を含む面積ベース)	用地取得率 55% 工事進捗率 0% (先行取得会計を含む面積ベース)

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (C) : 限定的な実施にとどまるもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本路線の整備により、淀川区から吹田市に至る幹線道路ネットワークの形成、幅員6m未満の狭幅員道路が多い当該地区の歩行者等の安全性の向上、防災性の向上が図られるとしており、必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/Cが1を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 事業開始年度より、工事についてはほとんど進捗しておらず、事業採択時点に比べ、土地価格が下落傾向にあること等により用地買収が難航しており、用地取得率も55%と低い状況にある。財政状況が悪化しており限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しく、事業完了に長期間を要するとしているが、地権者の買取要望への対応等一定の進捗が見込まれ、限定的な事業実施になると認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 大阪市北東部から吹田地域に繋がる機能的な道路ネットワークの形成が遅れるとともに、現況道路は、幅員 6m 未満の道路が多く、防災上の問題の解消、歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れ、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続するとしており、事業遅延による影響は大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当である。

(留意事項)

- ・ 事業遅延の影響が大きいにもかかわらず用地取得率が低くとどまっていることから、限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分が困難であることは一定理解できるものの、用地の買取要望があった場合などに円滑に対応するために、権利者との調整など各種条件整備に努め、事業の進捗を図られたい。

事業番号6「天王寺大和川線」

(1) 事業実施状況

事業概要	阿倍野区天王寺町南1丁目～住吉区山之内元町	
	道路整備（新設） 延長L=5,520m 標準幅員W=29m（国道25号～木津川平野線：30m程度、木津川平野線～敷津長吉線：15m程度、敷津長吉線～大和川北岸線：10～20m程度（片側））	
費用便益分析	[効果項目] ①実際に施設を利用する、また将来の利用を担保する価値、②都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値、③震災等災害時に有効に機能する価値	
	[受益者] 沿線住民、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=1.33（総便益B：1,232.8億円、総費用C：930.0億円）	
進捗状況	事業開始時点 （平成17年3月）	再評価時点 （平成23年3月）
経過及び完了予定	事業採択年度 平成16年度 着工年度 平成16年度 完了予定年度 平成29年度	事業採択年度 平成16年度 着工年度 平成16年度 完了予定年度 平成29年度
事業費	総事業費：942億円	総事業費：942億円 既投資額：569億円
事業規模	用地取得：101,600m ² 道路整備：160,080m ²	用地取得：102,000m ² 道路整備：160,080m ²
うち完了分	—	用地取得：70,600m ² 道路整備：0m ²
進捗率	—	用地取得率 69% 工事進捗率 0% （先行取得を含む面積ベース）

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続（A）：重点的に実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、密集市街地が広く分布しているJR阪和線沿線地域の防災性の向上、JR阪和線各駅へのアクセス機能の強化、都市環境改善等、様々な機能を併せもつ道路としての整備をめざすこととしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 本路線については、アメニティ豊かで緑豊かな道路整備の側面に着目すると、費用便益分析において小規模公園における分析手法を適用することは妥当と認められる。費用便益分析の結果、B/Cが1を超えており、さらに地域協働の取り組みの実施による地域コミュニティの育成や地域への愛着の醸成、その他、道路機能の確保による地域内のアクセス機能の向上等、定量的な便益に換算していない効果もあるとしており、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 本路線は、整備前の段階から地域協働に取り組む等、従来の都市計画道路とは異なる先進的な手法を用いて事業を進めており、沿線地域における本事業に対する関心は非常に高く、早期の事業推進が求められている。また、区間北側の約半分が、大阪市防災まちづくり計画における防災性向上重点地区に位置しており、更にその内の阿倍野区天王寺町南 1 丁目（起点）から文の里 4 丁目（木津川平野線）までの延長 1,400m の区間は、特に優先的な取り組みが必要な重点密集市街地内にある「完了期間宣言防災路線」として位置づけている。このため、建設局として、重点的に予算を配分し、平成 29 年度の事業完了をめざすとしており、事業完了の実現可能性は高いと認められる。
- ・ 事業開始時には J R 阪和線の高架化事業が進行中であったが、現在は既に完了し、広大な用地が確保されている状況にあり、沿線地域の関心の高さもあるとしていることから、事業完了の実現可能性は高いと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 平成 20 年度より地域協働の天王寺大和川線みち・みどり会議等を開催し、整備前にとどまらず、整備後の地域協働活動の実現及び、協働機運持続及び向上を図ることを目的として、会議メンバーが中心となり、自発的に様々な活動を行っている。このため、沿線地域における本事業に対する関心は非常に高く、早期の事業推進が求められている。このため、事業が遅延した場合には、地域協働の機運を中断することとなり、地域コミュニティの育成、地域や街全体に対する愛着の醸成に遅滞が生じるとともに、これまでつちかってきた信頼関係を失う要因となり、以後の事業実施に支障を及ぼすとしており、事業遅延による影響は極めて大きいと認められる。
- ・ また、一部区間については、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するための防災環境軸の核となる「完了期間宣言防災路線」として位置付けており、重点密集市街地では地震時に大きな被害が予想され、緊急度は高いとしており、事業遅延による影響は極めて大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当である。

事業番号 7 「正蓮寺川歩行者専用道」

(1) 事業実施状況

事業概要	此花区島屋 1 丁目～福島区大開 4 丁目 道路整備（新設） 延長 L=2,660m 標準幅員 W=12m	
費用便益分析	[効果項目] ①直接利用価値（直接的に公園を利用することによって生じる価値） 健康促進、レクリエーションの場の提供、教育の場の提供など ②間接利用価値（間接的に公園を利用することによって生じる価値） 季節感を享受できる景観の提供、火災延焼防止・遅延、二酸化炭素の吸収など [受益者] 市民（大阪市内全世帯） 費用便益比 B/C=14.64（総便益 B:2,024 億円、総費用 C:139 億円） ※正蓮寺川公園と一体で評価	
進捗状況	事業開始時点 (平成 16 年 1 月)	再評価時点 (平成 23 年 3 月)
経過及び 完了予定	事業採択年度 平成 15 年度 着工予定年度 平成 20 年度 完了予定年度 平成 26 年度	事業採択年度 平成 15 年度 着工予定年度 平成 25 年度 完了予定年度 平成 32 年度
事業費	総事業費：23 億円	総事業費：23 億円 既投資額：7.1 億円
事業規模	道路整備：2,660m	道路整備：2,660m
うち 完了分	—	道路整備：0m
進捗率	—	工事進捗率 0%（面積ベース）

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続（B）：着実に継続実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、正蓮寺川周辺地域に集積する公共公益施設等を結ぶ歩行者ネットワークの基軸を形成し、広域避難場所に位置付けられている高見地区へのアクセスルートとして、地域の防災性を向上させるものとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 本事業は、事業番号 11 の正蓮寺川公園整備事業と一体となって正蓮寺川歩行者専用道を整備するものであり、費用便益分析にあたっては正蓮寺川公園と一体で考えることは妥当であると認められる。その結果 B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、高速道路事業、河川事業、下水道事業、正蓮寺川公園整備事業などからなる正蓮寺川総合整備事業の一環として進めており、引き続き関連事業の工事進捗を勘案し

ながら、着実な事業実施を進め、正蓮寺川総合整備事業全体の完成目途である平成 32 年度の事業完了をめざすとしている。また、本事業は、阪神高速道路の上部を有効利用して正蓮寺川公園と一体的に整備するもので、用地買収の必要が無く、阪神高速道路等の先行工事も進捗が図られており、現在の予定である平成 25 年の工事着手の目途も立っているとされており、事業完了の実現可能性は高いと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として多くの関連事業と連携して事業進捗を図る必要があるとしており、遅延により他の関連事業に与える影響は大きいと認められる。
- ・ また、沿線の各施設を繋ぐ歩行者ネットワークの基軸を形成するとともに、広域避難場所である高見地区までのアクセスルートとして防災上も重要な路線であり、地元住民からも早期整備を求められているとしており、事業遅延による影響は大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当である。

■道路事業

事業番号 8 「市道西成区第 369 号線道路改良事業」

(1) 事業実施状況

事業概要	西成区北津守 4 丁目～津守 2 丁目	
	道路整備 (拡幅) 延長 L=950m 幅員 W= 13m(両側 2 車線 歩道有) (現道幅員 W=約 5.5m)	
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 (①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益 ④歩行者安全性・快適性の向上に関する便益)	
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=1.65 (総便益 B : 40.0 億円、総費用 C : 24.2 億円)	
進捗状況	事業開始時点 (平成 15 年 4 月)	再評価時点 (平成 23 年 3 月)
経過及び完了予定	事業採択年度 平成 15 年度 着工年度 平成 15 年度 完了予定年度 平成 21 年度	事業採択年度 平成 15 年度 着工年度 平成 15 年度 完了予定年度 平成 26 年度
事業費	総事業費 : 25 億円	総事業費 : 25 億円 既投資額 : 15.5 億円
事業規模	用地取得 : 3,543 m ² 道路整備 : 950m	用地取得 : 3,543 m ² 道路整備 : 950m
うち完了分	—	用地取得 : 2,156 m ² 道路整備 : 60m
進捗率	—	用地取得率 61% 工事進捗率 6%(暫定)

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (B) : 着実に継続実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

◀ 事業の必要性 ▶

- ・ 本路線は、沿道に運輸、倉庫業など産業施設が立地し、地域の経済・産業を支える重要な補助幹線道路として利用されているが、これらの産業施設に起因する大型自動車の交通量が非常に多く、歩行者ならびに自転車の安全対策及び緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保が必要であるとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

◀ 事業の実現見通し ▶

- ・ 用地取得において、事業採択時点以降、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航していたことから、事業が長期化している。一方、全体での用地取得率は

61%であるが、民有地に限れば 95%に達しており、今後も一定区間用地確保が完了した箇所から順次整備を進めることにより、歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化等、早期に事業効果を発現しつつ、平成 26 年度の事業完了をめざすこととしており、事業完了の見通しがあると認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 道路予定地には道路法第 91 条第 1 項により土地利用などに関して制約されることから、土地・建物所有者に対する制約（土地の形質変更や工作物の新設・改築等）が長期化することとなるとしており、事業遅延による影響は大きいと認められる。
- ・ また、本路線は狭隘な道路であるが、事業採択時点より依然として大型自動車の交通量が多く、緊急避難場所に指定されている西成公園や西成高校などの公共施設も面しており、歩行者ならびに自転車の安全対策及び緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保のために早急な道路整備が必要であるとしており、事業遅延による影響は大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当である。

（留意事項）

- ・ 民有地の取得率は高いものの、公共用地の取得率が低くとどまっており、事業の完了に向けて、公共用地の所有者である関係機関との調整等に一層の努力をされたい。

事業番号 9 「主要地方道住吉八尾線道路改良事業」

(1) 事業実施状況

事業概要	住吉区苅田 8 丁目～東住吉区公園南矢田 4 丁目		
	道路整備 (拡幅) 延長 L=400m 幅員 W= 11m(両側 2 車線 歩道有) (現道幅員 W=約 5m)		
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 (①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益 ④歩行者安全性・快適性の向上に関する便益)		
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=1.66 (総便益 B: 22.6 億円、総費用 C: 13.6 億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成 9 年 4 月)	再評価時点 (平成 18 年 3 月)	再評価時点 (平成 23 年 3 月)
経過及び完了予定	事業採択年度 平成 9 年度 着工年度 平成 9 年度 完了予定年度 平成 19 年度	事業採択年度 平成 9 年度 着工年度 平成 9 年度 完了予定年度 平成 22 年度	事業採択年度 平成 9 年度 着工年度 平成 9 年度 完了予定年度 平成 26 年度
事業費	総事業費: 17 億円	総事業費: 15 億円 既投資額: 9.0 億円	総事業費: 15 億円 既投資額: 9.6 億円
事業規模	用地取得: 1,464 m ² 道路整備: 400m	用地取得: 1,464 m ² 道路整備: 400m	用地取得: 1,464 m ² 道路整備: 400m
うち完了分	—	用地取得: 1,041 m ² 道路整備: 0m	用地取得: 1,115 m ² 道路整備: 0m
進捗率	—	用地取得率 71% 工事進捗率 0%	用地取得率 76% 工事進捗率 0%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (B) : 着実に継続実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

≪ 事業の必要性 ≫

- ・ 本路線の北側にある都市計画道路大和川北岸線が平成 16 年に完成したが、東端で接続する主要地方道大阪狭山線には左折して北方面へしか通行できないため、南方面への通行には本路線を利用するため交通量が多く、歩行者ならびに自転車の安全対策及び路線バスや緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保が必要であるとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

≪ 事業の実現見通し ≫

- ・ 用地取得において、事業採択時点以降、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しており、事業が長期化しているが、土地収用への移行も視野に入れ引き続

き用地取得を進め、今後も一定区間用地確保が完了した箇所から順次整備を進めることにより、歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化等、早期に事業効果を発現しつつ、平成 26 年度の事業完了をめざすこととしており、完了時期の見通しがあると認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 本路線は狭隘な道路であるが、通学路やバス路線に指定されており、歩行者ならびに自転車の安全対策及び路線バスや緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保のために早急な道路整備が必要であるとしており、事業遅延による影響は大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当である。

■橋梁事業

事業番号 10「主要地方道大阪狭山線(下高野橋)橋梁架替事業」

(1) 事業実施状況

事業概要	東住吉区矢田5丁目～矢田7丁目	
	橋梁架替 延長 L=540m (うち、橋梁区間 190m) 幅員(新橋)W= 13m (両側2車線、歩道有り) (既設橋:幅員 W=7.8m (両側2車線、歩道有り))	
費用便益分析	[効果項目] 交通円滑化効果 ①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益	
	[受益者] 市民、道路利用者、地域経済、地域社会 費用便益比 B/C=2.10 (総便益 B: 64.3 億円、総費用 C: 31.2 億円)	
進捗状況	事業開始時点 (平成 14 年 4 月)	再評価時点 (平成 23 年 3 月)
	経過及び完了予定	
事業費	事業採択年度 平成 14 年度 着工年度 平成 14 年度 完了予定年度 平成 25 年度 総事業費: 32 億円	事業採択年度 平成 14 年度 着工年度 平成 14 年度 架設完了予定年度 平成 23 年度 完了予定年度 平成 27 年度 総事業費: 32 億円 既投資額: 23 億円
事業規模	用地取得: 880m ²	用地取得: 880m ²
うち完了分	—	用地取得: 700m ²
進捗率	—	用地取得率 80%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (A) : 重点的に実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 下高野橋は昭和 2 年に架橋されてから既に約 80 年が経過しており、老朽化は年々深刻さを増している。また、狭隘な道路幅員の解消や、治水環境の改善などに寄与する事業であるとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、道路拡幅工事、橋梁下部・上部工事、既設橋撤去工事など、多数の工事を順次行う必要があり、また、河川区域内は非出水期間 (11 月から翌 5 月末まで) 以外の工事が認められないため、当初より長期にわたる事業となっている。

- ・ 下高野橋南詰の不法占拠物件の対応に時間を要したため、取付道路工事および既設橋撤去工事の遅れにより事業が長期化していたが、この問題が解決したことから、下高野橋の新橋架設工事を平成 23 年度に完了し、引き続いて既設橋撤去工事を行い平成 27 年度の事業完了をめざすこととしており、事業完了の実現可能性は高いと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 架橋されてから既に約 80 年が経過した本橋の老朽化は年々深刻さを増しており早急に対策が必要である。また、地域に密着した主要な生活道路として市民に広く利用されており、沿線地域からも橋梁の架替、狭隘な道路幅員の解消に期待が寄せられている。さらに、径間長が短く橋脚が多い等、治水上の問題があり、早急に対策が必要であるとしている。これらのことから、本事業の緊急性は高く、事業遅延の影響は極めて大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当である。

■公園事業

事業番号 11「正蓮寺川公園」

(1) 事業実施状況

事業概要	此花区島屋 1 丁目～福島区大開 4 丁目 全体計画面積 18.8ha	
費用便益分析	[効果項目] ①直接利用価値（直接的に公園を利用することによって生じる価値） 健康促進、レクリエーションの場の提供、教育の場の提供など ②間接利用価値（間接的に公園を利用することによって生じる価値） 季節感を享受できる景観の提供、火災延焼防止・遅延、二酸化炭素の吸収など [受益者] 市民（大阪市内の全世帯） 費用便益比 B/C=14.64（総便益 B：2,042 億円、総費用 C：139 億円） ※正蓮寺川歩行者専用道と一体で評価	
進捗状況	事業開始時点 (平成 14 年度)	再評価時点 (平成 23 年 3 月)
経過及び完了予定	事業採択年度 平成 14 年度 ※阪神高速道路の完了後速やかに着手	事業採択年度 平成 14 年度 着工年度 平成 25 年度 完了予定年度 平成 32 年度
事業費	総事業費：67 億円	総事業費：67 億円 既投資額：11 億円
事業規模	公園整備面積 18.8ha	公園整備面積 18.8ha
うち完了分	—	0ha
進捗率	—	0%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続（B）：着実に継続実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本事業は、国道 43 号と河川により地域が分断されている正蓮寺川周辺地区に緑地やアメニティ性の高いオープンスペースを提供するとともに、広域避難場所に位置付けられている高見地区へのアクセスルートとして、地域の防災性を向上させるものとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 本事業は、事業番号 7 の正蓮寺川歩行者専用道整備事業と一体となって正蓮寺川公園を実施するものであり、費用便益分析にあたっては正蓮寺川歩行者専用道と一体で考えることは妥当であると認められる。その結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、高速道路事業、河川事業、下水道事業、正蓮寺川歩行者専用道整備事業などからなる正蓮寺川総合整備事業の一環として進めており、引き続き関連事業の工事進捗を勘案しながら、着実な事業実施を進め、正蓮寺川総合整備事業全体の完成目途である平成 32 年度の事業完了をめざすとしている。また、本事業は、阪神高速道路の上部を有効利用して正蓮寺川歩行者専用道と一体的に整備するもので、用地買収の必要が無く、阪神高速道路等先行工事も進捗が図られており、現在の予定である平成 25 年の工事着手の目途も立っているとしており、事業完了時期の実現可能性は高いと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として多くの関連事業と連携して事業進捗を図る必要があるとしており、遅延により他の関連事業に与える影響は大きいと認められる。
- ・ また、緑豊かなオープンスペースを早期に提供する必要があり、広域避難場所である高見地区までのアクセスルートとして防災上も重要な路線であり、地元住民からも早期整備を求められているとしており、事業遅延による影響は大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当である。

事業番号 12「津守中央公園」

(1) 事業実施状況

事業概要	西成区南津守1丁目地内		
	全体計画面積 3.7ha		
費用便益分析	用地取得率が100%かつ工事進捗率が95.7%であり進捗率が高いことから、当該事業の定量分析については省略している。【参考：前回の再評価(平成18年度)の費用便益比 B/C=1.476】		
進捗状況	事業開始時点 (平成9年度)	再評価時点 (平成18年9月)	再評価時点 (平成23年11月)
経過及び完了予定	事業開始年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成11年度	事業開始年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成22年度	事業開始年度 平成9年度 着工年度 平成9年度 完了予定年度 平成25年度
事業費	総事業費：194億円	総事業費：189億円 既投資額：141億円	総事業費：189億円 既投資額：188億円
事業規模	公園整備面積 3.6ha	公園整備面積 3.7ha	公園整備面積 3.7ha
うち完了分	—	公園整備面積 約3.6ha	公園整備面積 約3.6ha
進捗率	—	95.7%	95.7%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (B)：着実に継続実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

◀ 事業の必要性 ▶

- ・ 本事業は用地取得率が100%、工事進捗率が95.7%と事業進捗率が高いことから、費用便益分析については省略している。前回の事業再評価(平成18年度)においてB/Cが1を超えており、一部供用している区域において既に大勢の人々に広く利用されていることから、投資効果があり事業の必要性は高いものと認められる。

◀ 事業の実現見通し ▶

- ・ 当初の事業計画区域については、施設整備を完了し既に一般の利用に供している一方、平成16年度に都市計画変更を行い拡張した区域については、平成21年度の用地の再取得完了後、早期に施設整備を着手予定であったが、厳しい財政状況の中で施設整備に時間を要し、事業が長期化している。用地取得については完了し、工事進捗率は95.7%と高いことから、施設整備にかかる予算確保に努め、平成24年度に実施設計、平成25年度に施設整備工事を行い、平成25年度中の事業完了をめざすとしており、事業完了時期の実現可能性が高いと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 計画区域の 95%を施設整備のうえ一般の利用に供しており、大勢の人々に広く利用されている一方で、未整備区域がいまだに残っており、早期整備完了が待たれており、また、交通量が多く幅員の大きい新なにお筋に面した側にフェンス等で囲まれた未整備区域が残っているため、景観上問題があるとしており、事業遅延への影響は大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当である。

■住宅地区改良事業

事業番号 13「長橋住宅地区改良事業」

(1) 事業実施状況

事業概要	西成区長橋2丁目の一部		
	地区面積 [1.28ha]、不良住宅除却 [211戸]、施設整備 (改良住宅建設 [147戸] 集会所 [1棟] 作業所 [14戸] 店舗 [4戸] 道路整備 [1,490.94㎡] 緑地整備 [1,719.80㎡] 児童遊園 [1,181.00㎡])		
費用便益分析	[効果項目] 地区整備効果 (不良住宅の除却や道路拡幅、施設整備が周囲に与える効果) 住宅整備効果 (改良住宅を建設したことによる地区内の居住水準向上の効果)		
	[受益者] 地区内外の地域住民および事業者 費用便益比 B/C=1.01 (総便益B:133.7億円、総費用C:132.5億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成9年12月)	再評価時点 (平成18年3月)	再評価時点 (平成23年3月)
経過及び完了予定	事業開始年度 平成9年度 完了予定年度 平成18年度	事業開始年度 平成9年度 完了予定年度 平成22年度	事業開始年度 平成9年度 完了予定年度 平成27年度
事業費	総事業費:150億円	総事業費:93億円 既投資額:62.7億円	総事業費:90億円 既投資額:64.7億円
事業規模	用地取得 11,181.79㎡ 除却予定不良住宅 211戸 改良住宅建設戸数 182戸	用地取得 11,181.79㎡ 除却予定不良住宅 211戸 改良住宅建設戸数 182戸	用地取得 11,181.79㎡ 除却予定不良住宅 211戸 改良住宅建設戸数 147戸
うち完了分	—	用地取得 7,498.46㎡ 不良住宅除却 156戸 改良住宅建設 78戸	用地取得 7,748.86㎡ 不良住宅除却 156戸 改良住宅建設 78戸
進捗率	—	用地取得率 66.30% 不良住宅除却率 73.93% 改良住宅建設率 42.85%	用地取得率 69.29% 不良住宅除却率 73.93% 改良住宅建設率 53.06%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (B) : 着実に継続実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

≪ 事業の必要性 ≫

- ・ 劣悪な住環境や災害の際に危険であるなど、多くの問題を抱える長橋地区において、オールクリアランスによる計画的な事業推進により、改良住宅の建設、道路・児童遊園・集会所等の施設整備を行うことで、地区住民に良好な住環境を有した良質な住宅を提供し、必要な居住水準を確保するとともに、住宅の不燃化や道路幅員の拡幅によって地区の防災力の向上も図られるとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1.01 と大きくないことから、事業進捗に応じて建設戸数の

精査やコストの縮減を行うなど、効率的・効果的に事業を実施していくことが必要であるものの、1は超えていることから、投資効果があり事業の必要性はありと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 地価の下落にともない以前ほど補償が受けられないことや、未買収地の大部分を占める大地主が経営する賃貸住宅に、不良住宅であるにもかかわらず低所得者層を中心に現在住宅への新たな入居ニーズがあり、現在の住宅のままでも、安定した家賃収入を得ていることから、大地主が用地買収に応じないため用地取得交渉が進展しない状況にあったとしている。しかし、地価の下落率が減少に転じつつあることもあり、大地主が事業協力を理解も見せつつあり、他の土地所有者も含め粘り強く交渉を進め平成 27 年度の事業収束をめざすとしており、事業完了の見通しがあると認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 南海・東南海地震などの大規模地震の発生が危惧されている中、自主建替が見込めない住宅密集市街地である当該地区における対策は緊急性が高いとしており、事業遅延による影響が極めて大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当である。

■港湾公害防止対策事業

事業番号 14「大阪港内公害防止対策事業」

(1) 事業実施状況

事業概要	大阪港内 [木津川等 (河川港湾重複7区域)]		
	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度～平成14年度(終了) 有機汚泥対策 約4万m³ 平成15年度～平成41年度(予定) 底質ダイオキシン類対策(環境基準を超過したダイオキシン類を含む底質対策) 純汚染量:約93万m ³ 純汚染面積:約56万m ²		
費用便益分析	[効果項目] 公害の防止		
	[受益者] 有機汚泥対策:汚染範囲と判断された安治川等から概ね1km圏内に居住する住民世帯(対象5区) 底質ダイオキシン類対策:魚介類を主とした生物濃縮・摂食による健康保護の目的から大阪市域居住世帯 費用便益比 B/C=7.40(総便益B:706.7億円、総費用C:95.5億円)		
	事業開始時点 (平成14年2月)	再評価時点 (平成18年度)	再評価時点 (平成23年11月)
経過及び完了予定	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥対策 事業開始年度 平成13年度 着手年度 平成13年度 完了予定年度 平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥対策 着手年度 平成13年度 終了年度 平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> 底質ダイオキシン類対策 調査年度 平成15～17年度 着手予定年度 平成18年度 完了予定年度 平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥対策 着手年度 平成13年度 終了年度 平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> 底質ダイオキシン類対策 調査年度 平成15～17年度 着手年度 平成18年度 完了予定年度 平成41年度
事業費	総事業費:13億円	総事業費:147億円 (うち底質ダイオキシン類対策145億円) 既投資額:4.1億円 (うち底質ダイオキシン類対策2.6億円)	総事業費:147億円 (うち底質ダイオキシン類対策145億円) 既投資額:8.6億円 (うち底質ダイオキシン類対策7.1億円)
事業規模	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥:約19万m³ 	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥:約4万m³ 底質ダイオキシン類:約93万m³(約56万m²) 	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥:約4万m³ 底質ダイオキシン類:約93万m³(約56万m²)
うち完了分	—	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥:約4万m³(終了) 底質ダイオキシン類:汚染範囲の調査のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥:約4万m³(終了) 底質ダイオキシン類:約1.1万m³
進捗率	—	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥:100% 底質ダイオキシン類:0% 	<ul style="list-style-type: none"> 有機汚泥:100% 底質ダイオキシン類:1%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本事業は、底質ダイオキシン類の環境基準を達成するとともに、地方公共団体の責務として、当該地域の自然的社会的条件に応じたダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等に関する施策を実施し、市民の更なる安心・安全を確保するものとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 厳しい本市財政状況のなか、全体事業費 147 億円に対し年間 1 億円程度と限られた事業費となっており、早期の事業完了は難しいが、発生したダイオキシン類を含む底質への対応は必要であるとしており、一定の進捗が見込まれ、限定的な事業実施となることは認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 港湾区域の水質ダイオキシン類について毎年モニタリング調査を実施し、水質の環境基準を超過していないことから直ちに健康被害が生じる状況でないとしており、事業遅延による影響は小さいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当である。

■港湾緑地整備事業

事業番号 15 「此花西部臨港緑地整備事業」

(1) 事業実施状況

事業概要	此花区北港1丁目, 桜島1丁目 総面積: 62,000 m ² 、整備内容: 園路, 植栽, オープンスペース、照明施設		
費用便益分析	[効果項目] 港湾旅客の利用環境の改善・港湾周辺地域環境の改善 [受益者] 市民、緑地利用者 費用便益比 B/C=6.97 (総便益 B: 251 億円、総費用 C: 36 億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成 9 年度)	再評価時点 (平成 18 年度)	再評価時点 (平成 23 年 11 月)
経過及び完了予定	事業開始年度 平成 9 年度 着工年度 平成 10 年度 完了予定年度 平成 15 年度	事業開始年度 平成 9 年度 着工年度 平成 10 年度 完了予定年度 平成 28 年度	事業開始年度 平成 9 年度 着工年度 平成 10 年度 完了予定年度 事業再開後 5 ヶ年
事業費	総事業費: 27 億円	総事業費: 21 億円 既投資額: 16 億円	総事業費: 21 億円 既投資額: 16 億円
事業規模	緑地整備: 90,000 m ²	緑地整備: 62,000 m ²	緑地整備: 62,000 m ²
うち完了分	—	緑地整備: 19,182 m ²	緑地整備: 19,182 m ²
進捗率	—	31%	31%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業休止 (D) : 複数年にわたって予算の執行を行わないもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 本事業は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンを核とする此花西部臨海地区の開発に併せて、水際線を親水性の高い潤いのある景観の創出や市内外の来訪者はもとより周辺住民の憩いの場、パブリックアクセスの一角として緑豊かな拠点整備を行うとともに、大阪港港湾計画に基づき「防災緑地」として災害応急対策活動に資する緑地として整備するものとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、大阪府が進めている堤防事業の上部に園路工等を整備し、緑地施設として供用を行うものであるが、平成 15 年 1 月に堤防の下部において亀裂・陥没が発見され、協

議により大阪府が補修を行うこととなったため、平成 16 年度より事業を休止している。前回再評価時においては、大阪府は、堤防補修工法を検討、試験施工と検証を行い、平成 23 年度より実施施工を行い、大阪市の事業再開を平成 24 年度としていたが、大阪府の検討委員会の中で一定の評価を受けているものの、新技術及び新工法を積極的に取り入れていく必要があるとされており、実施施工を開始する目途が立っていない。前回再評価時には、事業再開年度を平成 24 年度とし、事業完了予定年度を平成 28 年度と定めていたが、大阪府の事業計画が確定していないため、本事業の整備再開の時期については、大阪府と調整を行い、事業再開後 5 年間で事業完了をめざすとしている。このため、当面進捗が見込めないが、大阪府の事業計画が確定すれば再度進捗が図られるものと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 現在、ホテルや結婚式場が立地している箇所の緑地は既に供用を行っている。今後、未整備箇所の背後で本格的に立地が進むと景観等の問題発生が懸念されるが、未整備の箇所の背後は、土地利用がまだ進んでいないとしており、事業遅延の影響は少ないと認められる。
- ・ 防災緑地としては、将来的にはより広いオープンスペースが必要であるが、現在は本事業で整備した箇所において、オープンスペースとしての機能が部分的に確保できているとしており、事業遅延の影響は少ないと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業休止（D）：複数年にわたって予算の執行を行わないもの」は妥当である。

（留意事項）

- ・ 事業休止中においても、周辺地域においてオープンスペースを確保するなど、災害発生時に防災緑地としての機能が十分に果たせるよう対策をされたい。
- ・ 事業を再開する場合は、事業継続の妥当性について、あらためて事業再評価を実施されたい。

事業番号 16 「中央突堤臨港緑地整備事業(物揚場整備事業を含む)」

(1) 事業実施状況

事業概要	港区海岸通1, 2丁目		
	総面積 : 85,000 m ² 整備内容 : 園路, 植栽, オープンスペース, 照明施設, 物揚場, 防波堤, 浮桟橋等		
費用便益分析	[効果項目] 港湾旅客の利用環境の改善, 港湾周辺地域環境の改善		
	[受益者] 市民, 緑地利用者 費用便益比 B/C=2.43 (総便益 B : 297 億円, 総費用 C : 122 億円)		
進捗状況	事業開始時点 (平成 9 年度)	再評価時点 (平成 18 年度)	再評価時点 (平成 23 年 11 月)
経過及び完了予定	事業開始年度 平成 9 年度 着工年度 平成 9 年度 完了予定年度 平成 17 年度	事業開始年度 平成 9 年度 着工年度 平成 9 年度 完了予定年度 平成 28 年度	事業開始年度 平成 9 年度 着工年度 平成 9 年度 完了予定年度 平成 38 年度
事業費	総事業費 : 66 億円	総事業費 : 60 億円 既投資額 : 14 億円	総事業費 : 102 億円 緑地 60 億円, 物揚場 42 億円 既投資額 : 48 億円 緑地 15 億円, 物揚場 33 億円
事業規模	緑地整備 : 75,000m ²	緑地整備 : 85,000m ²	緑地整備 : 85,000m ² 物揚場整備 : 延長 435.5m
うち完了分	—	緑地整備 : 15,871m ²	緑地整備 : 17,462m ² 物揚場整備 : 246.75m
進捗率	—	19%	緑地整備 : 21% 物揚場整備 : 57%

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続 (C) : 限定的な実施にとどまるもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

≪ 事業の必要性 ≫

- ・ 当該緑地は、天保山築港地区の再開発事業のアメニティの核となる緑地で、シンボル緑地・休息緑地・修景緑地・親水緑地として整備するとともに、大阪港港湾計画に基づき「防災緑地」として災害応急対策活動に資する緑地として整備するとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

≪ 事業の実現見通し ≫

- ・ 本事業においては、区域の一部を埋め立てて緑地造成を行うこととしており、埋め立てが完了するまでは、既存区域の緑地整備を行い、埋め立ての進捗に合わせて埋立部の緑地整備を行う計画であるが、埋め立ての前段となる護岸造成において、基礎工事が遅延

したこと、また公共残土の受け入れ時期が延伸する見込みとなったことから、埋め立ての工事期間を延伸し、さらに、本市の近年の財政状況が厳しいことから限定的な実施になるため、事業が長期化しているとしている。このため、既存区域の緑地整備や物揚場整備を優先的に実施し、コスト縮減策等を十分に検討した上で、埋立造成等に着手する予定であるとしており、一定の進捗が見込まれ、限定的な事業実施となることは認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 埋め立てによる緑地造成を行う区域については、完了年度が遅れる予定であるが、海遊館や天保山マーケットプレースなどの集客施設に近い部分の緑地については既に供用しており、また、防災緑地としては、将来的にはより広いオープンスペースが必要であるが、現在は本事業で整備した箇所において、オープンスペースとしての機能が部分的に確保できているとしており、事業遅延の影響は少ないと認められる。
- ・ 残る既存区域の緑地整備及び物揚場整備についても事業進捗を図り一定の機能を確保することで、遅延に伴う影響を最小限に抑えるとしており、遅延に伴う影響は小さいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当である。

（留意事項）

- ・ 新規埋立部については完了までに長期間を要するので、その着手時期については今後の周辺地域の整備の進捗度合いを見ながら慎重に判断するとともに、コスト縮減等を十分に検討し効率的に事業を実施されたい。

■港湾土地造成事業

事業番号 17「新人工島土地造成事業」

(1) 事業実施状況

事業概要	此花区北港緑地 1 丁目 1 番、2 丁目 1 番 1、北港白津 1 丁目 1 番 1 地先の公有水面			
	護岸延長：5,151m、埋立面積：約 109ha 処分量：2,300 万 m ³ （浚渫土砂：2,150 万 m ³ 、陸上残土 150 万 m ³ ）			
費用便益分析	[効果項目] 輸送便益：陸上残土処分の適正化（処分コスト縮減）、浚渫土砂処分の適正化（処分コスト縮減） 国土保全：新たな土地の造成（資産の創出）			
	[受益者] 利用者、地域社会 費用便益比 B/C=1.01（総便益 B：933 億円、総費用 C：920 億円）			
進捗状況	事業開始時点 (平成 9 年 3 月)	再評価時点 (平成 18 年度)	再評価時点 (平成 23 年 10 月)	
	経過及び 完了予定	平成 9 年 3 月 事業開始 平成 13 年 10 月 工事着手 平成 18 年度 事業完了予定 (受入完了は平成 22 年度)	平成 9 年 3 月 事業開始 平成 13 年 10 月 工事着手 平成 33 年度 事業完了予定 (受入完了は平成 37 年度)	平成 9 年 3 月 事業開始 平成 13 年 10 月 工事着手 平成 37 年度 事業完了予定 (受入完了は平成 41 年度)
	事業費	総事業費：1,077 億円	総事業費：1,090 億円 既投資額：280 億円	総事業費：1,090 億円 既投資額：332 億円
	事業規模	埋立面積：約 109ha 護岸延長：5,151m(中仕切含む)	埋立面積：約 109ha 護岸延長：5,151m(中仕切含む)	埋立面積：約 109ha 護岸延長：5,151m(中仕切含む)
	うち 完了分	—	—	埋立面積：0ha 護岸延長：722m(東護岸)
	進捗率	—	—	14.0%(護岸延長)

(2) 所管局の自己評価の結果

事業休止 (D)：複数年にわたって予算の執行を行わないもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 大阪市の内陸部は高密度の土地利用が進んでおり、港湾整備や港湾機能の維持管理に伴い発生する浚渫土砂や公共事業に伴う陸上残土を大量に受け入れることが困難であり、安定的な受入れを実施するために、海面処分場を整備する必要があるとしており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業については、再評価時点において港湾局事業の優先度を考慮し、隣接する 1 区との取合い部の護岸整備を実施するとしていたが、平成 21 年度までその護岸整備を行い、概成している。平成 22 年度以降は事業を休止しており、社会経済情勢の変化に伴う土砂発生量の減少や他の処分場の活用により、夢洲地区の受け入れ期間が延期する見込みとなったため、全体事業の完了予定年度を平成 37 年度に延長している。このため当面事業の進捗は見込めないが、事業再開に向けて社会経済情勢の変化や土地利用ニーズ等を踏まえ、事業費の確保や償還スキームのあり方を検討するとしており、再開後の事業進捗の見通しがあるものと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 事業が遅れることで、夢洲地区（処分場）の残容量が逼迫することとなるが、当面は、浚渫土砂の発生の抑制や他の処分場の活用を検討するとしており、影響は少ないと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業休止（D）：複数年にわたって予算の執行を行わないもの」は妥当である。

（留意事項）

- ・ 事業を再開する場合は、事業継続の妥当性について、あらためて事業再評価を実施されたい。

■浄水施設整備事業

事業番号 18「泉尾配水場建設工事」

(1) 事業実施状況

事業概要	大正区泉尾4丁目（泉尾公園内）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池整備：平面寸法：86.6m×80.5m、有効容量：24,000 m³ ・配水池流出入管整備：口径：700～800 mm、延長：約 800m 	
費用便益分析	[効果項目] 震災後3日間は1人1日3リットルの飲料水確保や医療機関等重要施設での必要な水の確保について、浄配水池等を拠点として半径4kmのエリアに運搬給水を行う（「大阪市水道・震災対策強化プラン21(基本構想)」）	
	[受益者] 大正区の全域と浪速区・港区・西区・西成区の一部地域 費用便益比 B/C=1.65（総便益B：約142億円、総費用C：約86億円）	
進捗状況	事業開始時点 (平成19年10月)	再評価時点 (平成23年3月)
	経過及び完了予定	平成19年10月 詳細設計業務委託契約 平成20年度 工事契約予定 平成23年度 工事完了予定
事業費	総事業費：66億円	総事業費：65億円 既投資額：15億円
事業規模	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池整備 □86.6m×80.5m（有効容量：24,000 m³） ・配水池流出入管整備 口径：700～800 mm、延長：約 800m 	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池整備 □86.6m×80.5m（有効容量：24,000 m³） ・配水池流出入管整備 口径：700～800 mm、延長：約 800m
うち完了分	—	上記の一部
進捗率	—	23%（事業費ベース）

(2) 所管局の自己評価の結果

事業継続（A）：重点的に実施するもの

(3) 有識者会議での意見

(結論)

所管局の自己評価の結果は妥当である

(理由)

《 事業の必要性 》

- ・ 周囲を河川・海域で囲まれた地域特性上、震災時等における応急給水活動拠点や緊急的な配水運用拠点の確保が困難であることから、本配水場の早急な整備が必要としており、事業の必要性は高いと認められる。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められる。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 土質ボーリング調査の結果、想定より地盤の状態が悪く、地盤改良工事を行う必要が生

じ工事工程が長期化した。地盤改良工事ならびにそれ以降の工種については重複施工や複数班投入などにより、工期短縮を図り、平成 24 年度末での完成をめざすとしており、事業完了の実現可能性は高いと認められる。

《 事業の優先度 》

- ・ 東日本大震災の発生により多様なリスクへの備えの必要性が向上していること、市民の防災意識が向上していることから、震災対策の一つとして、震災時における配水池への応急給水目標量確保に向けた早急な対策が求められている。今後 30 年での発生確率が比較的高い東南海・南海地震は、大阪市域にも多大な被害を及ぼすと想定しており、緊急性が高い事業であることから、事業遅延による影響は極めて大きいと認められる。
- ・ 以上より、所管局の自己評価「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当である。

3 その他

今回、架橋後約 80 年経過した橋梁の架替事業（事業番号 10 主要地方道 大阪狭山線（下高野橋）橋梁架替事業）が再評価の対象となったが、こうした老朽化した土木構造物などのインフラ施設の更新は、安全性の観点からも非常に重要かつ緊急の課題である。

更新のため膨大な事業費を要するインフラ施設の老朽化が、今後急激に進むことが予想される一方で、非常に厳しい財政状況の下、事業費の確保はますます困難な状況となっている。こうした中、数多くのインフラ施設を適切に管理・運営していくためには、全体計画を策定し、計画的な補修などにより長寿命化を図りながら、老朽化した施設について、選択と集中を図ったうえで緊急度の高いものから優先的に更新していくことが重要である。

こうしたことからインフラ施設の更新にあたっては、

- ・ 計画のないものについては全体的な更新計画の策定を早急に検討する
- ・ 予算配分の重点化を図る
- ・ さらに効果的・効率的な実施に努める

など、適切に対処されたい。

第5 自己評価の方法に対する有識者の意見

次年度以降の参考とするため、第 3 に掲げる所管局による自己評価の方法について、有識者会議において意見を聴取した。

その結果、今回の自己評価の方法については妥当であるという意見であった。